

平成18年1月25日(水)

於・法曹会館「高砂の間」

第8回水産政策審議会議事録

水産庁

第8回水産政策審議会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年1月25日 午後3時00分

閉会 平成18年1月25日 午後4時10分

2. 出席した委員の氏名

井上 繁	奥野恒太郎	小野征一郎	小林 嗣宜	桜本 和美
西橋久美子	野村 一正	服部 郁弘	浜中 数子	原田 厚
福島 哲男	増田 淳子	宮原 邦之	森川 良子	山口 敦子

3. 水産庁等出席者

宮腰副大臣 小林水産庁長官 中前水産庁次長 竹谷漁政部長
五十嵐資源管理部長 末永審議官 影山漁港漁場整備部長 坂井企画課長
三浦水産経営課長 津端漁業保険管理官 武田管理課長 大谷船舶管理室長
中田遊漁・海面利用室長 高吉水産施設災害対策室長
大石消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長 今井総合食料局流通課長

4. 諮問事項

諮問第99号 水産基本計画の変更について

5. 議 事

別紙のとおり

目 次

1、開 会

1、農林水産副大臣挨拶

1、諮問

1、水産基本計画に関する審議の進め方

1、水産基本計画の見直しの視点

1、意見交換

1、閉会

開 会

小野会長 ただいまから第8回水産政策審議会を開催いたします。

本日は、委員20名中、15名の方に御出席いただいております。

また、本審議会は公開されております。

なお、本日の会議は、午後4時30分頃までを予定しておりますので、よろしく御協力ください。

農林水産副大臣挨拶

小野会長 本日は宮腰農林水産副大臣に御出席いただいております。会議の開催に当たりまして、宮腰副大臣より御挨拶をお願いいたします。

宮腰副大臣 御紹介いただきました農林水産副大臣、宮腰でございます。

第8回水産政策審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

皆様御承知のとおり、我が国水産業を取り巻く環境は、国際化の進展、燃油価格の高騰など、大きく変化しつつあります。農林水産省におきましては、平成14年の3月に閣議決定されました水産基本計画につきまして、こうした水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成19年3月を目途に見直しを行うべく検討を進めてまいります。

この見直しの方向として、特に、まず施策の集中や規制緩和による国際競争力のある経営体の育成、次に消費者ニーズへの積極的な対応や流通の合理化による産地の販売力の強化、この二つを通じた水産業の構造改革について重点的な検討を行う

ことが必要であると考えております。基本計画の見直しに際しまして、委員の皆様におかれましては、こうした水産業の構造改革をはじめとする水産政策全般にわたる改革につきまして、その豊富な知識と経験をもとに忌憚のない活発な御論議をお願いいたしたいと考えております。

今後、皆様から頂戴する御意見をしっかりと受けとめ、新たな水産政策の構築に全力を尽くしていくことを申し上げまして、簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくをお願いいたします。

小野会長 ありがとうございます。

諮 問

小野会長 それでは、引き続きまして本日の議題であります水産基本計画の変更に関する諮問について、お願いいたします。

宮腰副大臣、お願いいたします。

宮腰副大臣 （以下朗読）

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 中川 昭一

水産基本計画の変更について（諮問第99号）

標記について、水産基本法第11条第9項において準用する同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

どうかよろしくをお願いいたします。

〔諮問文手交〕

小野会長 カメラはここで御退出をお願いいたします。

水産基本計画に関する審議の進め方

小野会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

ただいま水産基本計画の変更について諮問いただきましたが、水産政策審議会議事規則に基づき、水産基本計画の見直しについては、今後、企画部会で審議いただいた上で、この総会において答申を取りまとめることといたしたいと存じます。

今後の審議の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長の坂井でございます。失礼して着席して説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。「水産基本計画に関する審議の進め方(案)」でございます。

本審議会、水産政策審議会でございますが、基本計画につきましては審議会の規則に基づきまして、企画部会で審議を進めさせていただくということになっております。今回の検討に当たりまして二つの小委員会を設置してはどうかと考えております。具体的には、漁業経営・資源管理に関する小委員会、また加工・流通・消費に関する小委員会の二つでございます。この小委員会を2月に予定しております企画部会の場で設置していただきまして、審議を進めていただいております。

資料3の裏のページになりますが、具体的には、ここがございますような検討スケジュール、すなわち、2月に企画部会で両委員会を設置していただきまして、この小委員会における検討を進めさせていただき、7月を目途に企画部会において中間論点整理を行っていただいた上で、その論点整理を本審議会に報告していただいております。

その後は、9月から企画部会におきまして基本計画本体について月1～2回程度で審議していただき、最終的に、19年3月の水産政策審議会、本審議会におきまして答申をいただければという風に考えてございます。

次のページ、(3)当面のスケジュールでございますが、今申し上げたスケジュールをタイムスケジュールとし、各月ごとに現在の腹づもりとして掲げております。水産政策審議会で7月に中間論点整理について報告をさせていただきますまでの間、企画部会におきまして現行基本計画の検証、また、漁港漁場整備、これも長期計画について19年3月に新しい計画を策定いたすわけですが、漁業保険制度、漁協系統の関係について企画部会で報告、検討状況の説明をさせていただく。その間、両小委員会でここに掲げてございますような項目についてそれぞれ現状と課題を議論していただき、論点整理を進めていただくことには如何かと考えてございます。

以上です。

小野会長 ありがとうございます。

企画部会における具体的な審議の進め方については、2月開催予定の企画部会において決定いただくことにはなりますが、来年3月までの審議について企画課長から御説明がありましたが、こういう進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野会長 特に御異論がないようですが、よろしいですか。

では、特に御異論がないようですので、そういうことにさせていただきます。

水産基本計画の見直しの視点

小野会長 続きまして、今後、審議を行うに先立ちまして、基本計画の見直しに当たっての視点、着眼点について事務局から資料を説明いただき、その後、皆様方にフリーディスカッション、自由に議論をしていただきたいと思います。

まず、御説明をお願いいたします。

坂井企画課長 資料4でございます。

水産基本法は平成13年6月に制定されました。ここに掲げております基本理念に基づきまして、水産基本計画を平成14年3月に閣議決定してございます。

この水産基本計画は、今後10年程度を見通した水産施策の基本的方針を定めるものでございます。あわせて、水産物の自給率の目標、平成24年度で65%ということを決めております。施策の柱として、ここにございます3点、1. 水産物の安定供給の確保、2. 水産業の健全な発展、3. 団体の再編整備、このような項目について施策の方針を定めているところでございます。

現在の水産業をめぐる情勢でございますが、申し上げるまでもなく国際化が進展することから、WTO交渉も関税・非関税障壁をめぐる議論が進んでおります。また、輸入が過去20年間で2.5倍になる一方、水産物につきましては輸出が最近伸びておりまして、5年間で約2倍に伸びている状況でございます。

一方、国内生産につきましては、生産額・生産量が減少する中、御案内のように昨今の燃油価格の上昇によって新たなコスト増要因が生じてきているところでございます。

漁業経営体の減少と高齢化が進む中で、今回の水産基本計画の見直しを進めていくという状況でございます。

具体的な見直しの視点として5点掲げてございます。右側ですが、一つは、御案内のようにこれまで資源回復計画を推進するというところで着実な取り組みをしておりますが、さらに公海資源を含む水産資源の回復と管理の取り組みの強化が必要ではないか。

2番目は、経営対策として将来展望を確立するとともに、施策の集中あるいは規制の緩和によって国際競争力のある経営体の育成が必要ではないか。この基本計画の検討と時期を一にしまして、指定漁業の一斉更新につきましても、来年の4月に基本方針を定め、来年の8月に一斉更新を行うというスケジュールになっております。

3番目は、申し上げるまでもなく、燃油の高騰の中で省エネルギーを更に進めて

いくことが必要ではないかということでございます。

また、4点目でございますが、水産物の加工・流通の合理化・高度化の問題、また消費者との信頼のネットワークの構築の問題がございます。水産物の消費につきましては、加工品の割合が高まる、加工度の高いもののニーズが高まる、あるいは流通ルートも大手の量販店が中心となるといった形で相当変化しております。そういった中で、産地の販売力強化の取組みも含めて、どのような取組みが必要になってくるかということでございます。

最後に5点目でございますが、漁村地域の振興と環境・生態系の保全を重視した施策の展開でございます。

いずれにしましても、各分野の現状と課題につきましては企画部会に設置されます小委員会で今後具体的に議論を進めていただきまして、具体的な課題の分析を進めていただければと考えております。

なお、参考資料としてお手元に6種類ほどの資料をお配りしております。「図で見る日本の水産」は今年度の白書の要点をまとめたものでございます。そのほか、予算関係、燃油、クラゲ対策、最近の国際情勢、多面的機能の関係の資料を参考に付けさせていただきましたので、御参照いただければと思います。

以上でございます。

小野会長 どうもありがとうございました。

意見交換

小野会長 資料4、色刷りのものを中心にして御説明をいただきましたが、御意見なり御質問なりをお願いいたします。宮原委員。

宮原委員 平成13年に私ども漁業者の総意をお汲み取りいただきまして水産基本法を制定していただいたわけでございます。それに基づいて基本計画を作っていたということでございます。

4年前の基本計画制定時には、私どもも自給率の目標を設定して国内生産力を高めるべきであるということから、自給率設定についてお願いをしてきたところでございます。そういった意味で大変感謝をしているところでございますが、果たして自給率目標が今どのようになっているかというふうに考えてみますと、輸入水産物がかなり増大している中で、漁業者の経営は非常に厳しいものがあるわけでございます。こういった視点に立って、日本の漁業をどのように再生していくか、活性化していくかという視点、これも先程の5点の項目の中に入っているわけでございますが、これを浜の人間、漁業者にわかるような基本計画にいただければありがたいと思っている次第でございます。何としても漁業経営を再生させていくという

視点を大きく持って、基本計画の見直しをしていただければありがたい、このようにお願いを申し上げる次第でございます。

小野会長 漁業経営の再生ということを視点にして、漁業者にわかるような形で基本計画の見直しをしていただきたいという御指摘だと思います。

今の論点に関係したことで、そのほかのことでも構いませんから、御自由に御発言をお願いいたします。服部委員。

服部委員 宮原委員さんがいろいろとおっしゃいましたが、我々漁業者の立場といたしまして、沿振法から水産基本法に移行する以前の沿振法の時点では、漁業者の生活水準の向上というものが明確にうたわれていたと思いますが、水産基本法に移行した時点で、「水産業の健全な発展」という中には盛り込まれていると思いますが、ここらをもう少し明確に漁業者にわかりよく盛り込んでいただければと思います。細かいところに出てこようかと思いますが、これがなくして後継者不足の問題等々は解消されないのではないかと考えております。ひとつそこらあたりを御考慮いただければと思います。

また、同じ水産業界の中でも若干違うかと思いますが、漁業者の立場としては、自給率が向上して消費が伸びない中で生産量だけを上げていけば、今の時点でも魚価の低迷等々で経営が困難になっている中、魚価がなお安くなるのではなかろうか、漁業者の経営はまだまだ厳しくなるのではなかろうかということも考えておりますので、そこらもひとつ検討いただければと思います。

また、「見直しの視点」の中にありますように、水産資源の回復・管理についても見直しをされる予定でございます。現在の基本計画の中で種苗放流等々がうたわれておりますが、これは今後どうしても必要な事項であろうと思います。その中で漁場環境の保全・改善等々がうたわれておりますが、我々漁業者の立場では、うたわれていることと現実が若干かけ離れているのではなかろうかと考えております。例えば、海底のゴミの問題です。種苗放流を試みましても、魚がすめない状態の海、特に15年～20年前からビニールの流出の問題がございます。沿岸海域ではこれが海底に相当たまっておるのではなかろうか。どこの海域でも相当たまっているのではなかろうか。種苗放流は重要な問題ですが、まず魚がすめる状況にして種苗放流をするようなことを試みていただくなど、関連したものをやっていたかなければ効果が若干落ちるのではなかろうかと、このように思っております。

その問題でもう一点ですが、種苗放流して幸いにも残ったもの 何件か問題点があるかと思いますが、カワウの問題です。ここらあたりが残ったものを捕食して被害に遭っている。我々の地元でも、ひどいところでは無人島の魚つき保安林、島全体が糞害によって枯れてなくなっているというような被害も出ております。そこらあたりは、いろいろな法に縛られてウの捕獲もできないということで困ってい

る。せっかく残ったものが鳥に捕食されてしまっているという現状もございますので、そこらも含めて資源管理の問題を取り組んでいただければと、このように思います。以上です。

小野会長 3～4点の問題を出されましたが、一つは水産基本法の前身である沿岸漁業振興法、これは御存知のように漁業者の所得水準の上昇、生活水準の向上ということをメインテーマに掲げていたと思いますけれども、水産基本法においては必ずしもそれは前面に出ていない。「水産業の健全な発展」の中に含まれるのだろうけれども、後継者の問題などを考えると漁業者の生活水準の向上、所得水準の向上は非常に重要な点ではないかという点ですね。

その次もなかなか重要な点ですが、自給率の向上だと。自給率の向上というのは簡単に言うと国内生産のウエイトを高めることになると思うのですけれども、それを推進した場合、現在のような魚価低迷の中ではますます価格が下がっていくおそれがあるのではないかという御指摘です。2点ともなかなか重要な御指摘だと思います。

3点目は、種苗放流あるいは資源回復に関して、漁場環境の保全という観点から幾つか問題が出されました。

そのほかに御意見、コメントをお願いいたします。西橋委員。

西橋委員 小さな意見かもしれませんが、昨日のNHKのテレビを見ておりました、とてもショッキングなことがございました。中国への輸出の拡大、それが取り上げられていました。輸出すること自体はいいのかもしれませんが、その内容が、日本では商品にならないような小さな魚を持っていく。そして価格は、日本では安いのですけれども、あちらではかなりの価格で販売している。小さな魚をとるということは、漁業資源確保のためにも捕ってはいけないものを捕っているのではないかという心配が一つあります。今後、中国は食育の面でも魚食を推進していくということですから、私たちももちろんそうですけれども、これから先、中国への輸出についてはどうお考えになって、どのように取り上げていったらいいのか。それとも問題はないのか。そのところがちょっと心配なものですから、お尋ねしました。

小野会長 中国への輸出の拡大は、小さな魚をたくさん捕るといような資源的な問題を含むのではないかということでした。

小林長官 委員の皆様から幾つか質問が出ていますので、少しまとめてお答えします。

今の基本計画は、自給率の問題や漁業経営の問題を含めて、どういった形で効果が上がってきたのか、何が足りないかということ、これからまた検証しながら議論を深めてまいりたいと思いますけれども、先程宮腰副大臣の御挨拶の中でも経営

の問題と加工・流通、いわば経営本体、それから川下の関係、こういった問題提起をしておりますのは、まさに今のいろいろな背景、これからどうしていくのかということが根底にあるわけでございます。

もともと水産の経営というのは、まず資源があるわけです。資源があるという前提で、それをとって、それを川下に供給しているという流れでありまして、当然資源問題は大事なのですけれども、魚がとれても魚価が非常に安いとか、それから昨年来の燃油問題とか、あるいはそもそものグローバル化、こういう中でどういう経営が必要なのか。これは漁業種類や地域の状況に応じて、きちんと確立しなければいけないだろう。そのときは、川下の消費者、国民の皆さんにどういうふうに供給するか。農産物も含めて何でもそうですが、売れるものを生産・供給することが基本なので、今回はそういう観点で検討を進めたいし、小委員会もつくっていただくわけでありまして、そういった点の問題点はこれからの検討の中で私どもも十分検証して、皆さんの議論をいただいきたいと思っているところであります。

それから、全体論として私どもはよく言うのですが、日本の国内では魚食というものは安定しているわけです。ところが、資源の問題があり、それに加えて輸入との関係が出てきた。そして自給率が下がっている。自給率とか自給力とか、いろいろな切り口がありますけれども、結局、国内で漁業生産、食料を供給する力をどうやって確保していくかということがポイントで、今の輸出の問題、農産物の輸出は非常に重要課題でございますので、これは内閣挙げて5年間で倍増することを目標にしています。

これはどういうことかと言いますと、もちろん国内生産を元気付けるとか、「攻めの農政」ということが基本ですけれども、戦略的に見ても、今、国内では需要が必ずしもないけれども、海外でも需要があるし、それがその国の人たちに役に立つのであれば、そしてそれを日本が供給できるのならば、出そうではないかと。これが日本の供給力の確保につながるわけです。もともと日本は輸入国ですけれども、考えてみれば戦後は水産物も輸出していました。そういうことを考えれば、このグローバル化の中では、輸入することも当然あるのですけれども、一方で輸出という形で供給力の強化も図る。私、昨日のテレビは見られなかったんですけども、そういう形で私どもは通しているところであります。

ここで一つの問題は小型魚です。たしか話題になったのはまき網漁業だと思えますが、そもそもまき網漁業の形態として、さまざまな魚が捕れます。これはどうやっても捕れるわけですが、そういうものは資源の悪いところではあまりとってはいけないので、海域を指定して、操業期間を指定して、資源管理という枠組みの中で捕りますが、捕れたものは活用していくということでありまして。ですから、国内でもまき網で捕れた魚を使っているわけですが、それを今、中国に輸送している。そ

ういう状況でありますので、資源管理はちゃんとやりながら、そういった面を取り組んでいるというふうに御理解いただければと思います。

小野会長 これまでの論点、コメントについて総括的なレスポンスをいただきましたが、その他の論点なり意見なりございましたら、お願いいたします。浜中委員。

浜中委員 今、長官からまき網というお話が出ました。私は、常日頃思っておりますが、捕ってきて自分たちの口に入らないような小さな魚を捨ててしまう、このような網はやめてほしいと思うんです。いつも思っておりますけれども、我が高知県でも何十年もやっております。本当に恥ずかしい話で、やめてほしいのですけれども、漁業者の生活がかかっているものですから、組合長も無闇に「やめろ」と言えないし、町会議員の方々も、それは議会でいつも議論されるそうでございますけれども、やはり隣近所に当たるものですから、それを面と向かって言えないで困っております。

そういうものを国の政策の中ではっきりと明記して、まき網でも大きな魚をとってもいいけれども、資源をなくすような小さな魚は国を挙げてとめてほしいと思います。それでないと、幾ら「資源」「資源」とうたっても、漁業者自身が自分で自分の首を締めるような状態の中、やはり生活がかかっているものですから、とめられないでいる。このような現状を私はいつもハラハラしながら見ておりますので、そういうものを何とかできないものかしらと思います。

それから、よくニュースで見ますが、エチゼンクラゲ、ああいうものが増えるのも何かの原因かと思われまますので、私たち漁業者を脅かすものについては、国を挙げて、皆さんで何とか知恵を出して資源の回復に向けていけたらなど、このように思っております。

小野会長 まき網の小型魚捕獲の問題は、福島委員、御意見あるうかと思いたすが。

福島委員 服部委員の御意見に若干反論になるかもしれませんが、今の油の高騰の時代に、捕った魚を捨てるということは、私が認識している限り、ほとんどないと思います。私は青森県ですから高知県のことはよく存じ上げないのですが、私の認識の中ではそれはないと思います。

もう一つ、まき網漁業は網漁業ですから、小さいもの、大きいもの、中くらいのものを選別してとるような漁法ではございません。これがごっちゃになって入ってくるときもありますし、そのときの漁場形成によっては今の話の細かいものだけがそっくり入ってくることもあります。しかし、再度申し上げますけれども、それを捨てるようなことは、今は全国的にほとんどないだろうと、このように思っております。

それから、もう一つ、これは反省しなければならないのかもしれませんが、今は

資源回復計画ということで、資源を大事にとりましょうという漁獲の方法をそれぞれ考案して、現在進行中ですが、振り返ってみますと、そういうことが過去になかったものですから、とれや、とれやということで、とったものは何とか売れた。それが今の魚価の暴落につながってきているのかもしれない。

そこで先程の中国の話ですが、皆さん御存知のように、最近の日本人、特に若い人は魚の骨にくっついたものはなかなか食わないんです。表示の問題も今度の基本計画の中で少しは考えていただきたい、このように思っているわけです。先程の長官のお話にもありましたように、漁獲された魚が自分たちの生計に合うような価格相場で流通するかというところの選択の一つが、たまたま昨日放映された中国であったということでございます。

あのテレビの中でも言っていたかもしれませんが、あの手のサイズのサバは、日本国内では餌料、他の魚の餌に大半が回っております。それを日本人が食べば、中国へ持っていくことはないんです。ところが、今まで口に合ったものがある程度のサイズのものであったという流れがあるものですから、魚に食わせるものを人間が食うような状況には必ずしもなっていないので、活路を求めたのがたまたま中国であって、中国の方々に言わせると、これを魚に食わせて餌にするということはおもったくないのではないかと。そういうことから、たまたまあのような結び付きができたというふうに、私も同業者から聞いております。

これだけ油が高騰していますと、沖で漁獲したものを細かいから捨てるということとは決してございませんので、重ねて申し上げておきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

小野会長 それでは、長官。

小林長官 今、漁業に関係するお二方から二つの意見が出ました。私ども水産庁としてどういう政策をやっているかということは先程もちょっと触れました。昔は、もともと漁業調整という難しい世界があるのですが、資源管理の中で、いろいろな魚が今後どの程度生息して、それをどの程度とっていいのか、そういうことをきちんと管理する。これがあるわけでありまして。それに基づきまして、先程も触れましたように、各漁業種類ごとに期間とか時期等、操業の仕方を規制することによって全体の資源量とのバランスを図る形での漁業が行われております。ですから、そこをやるのが基本だと思っております。

もちろん漁業のやり方もいろいろな方法があります。今お話があったように、いろいろなサイズの魚がとれるわけでありまして、捕れたものはできるだけ活用するというのをやっています。両方の御意見が出たのですが、いずれまたこの審議会の中でも資源管理という部分が出てきますから、そこで私が今触れたようなことについてきちんと御説明申し上げ、また、いろいろ御意見をいただければと思ってお

ります。

小野会長 なかなか重要な問題だと思いますが、野村委員、この点についてですか。

野村委員 違います。

小野会長 では、ちょっと待ってください。

まき網の問題、あるいは小型魚の問題、あるいは資源回復の問題で、ほかに御意見はございますか。ないようですね。

それでは、野村委員、お願いします。

野村委員 これまでも何度も申し上げていることですが、漁業者の所得向上とか自給率の向上とか、いろいろな問題をとってみても、結局、とれた魚、とれた海産物が消費者に支持されることが最も重要な視点だと思うのです。これまでも消費者のニーズを把握して生産するということは言われてきましたし、農林水産業でもそういうことに取り組もうというムードはあるのですが、もう一つ、非常に重要なことは、言葉が難しいのですが、消費者がちゃんとしたニーズを形成できるような、そういう情報提供が行われているかどうかということだと思うのです。これからの水産にとって非常に重要なのはこの点で、漁業の問題は単に水産並びにその関係者の問題だけではなくて、消費者と一緒に考えてもらう、消費者に認識を持ってもらうことが非常に重要だと思います。

したがって、この「見直しの視点」では下から2番目にあるネットワークの構築ということになるかと思いますが、ここでは生産者と消費者の間の双方向の情報流通するような体制、システムづくりが重要だと思いますので、そういった視点に重点を置いて議論いただければと思います。

小野会長 水産関係者のみの話ではなくて、消費者の支持、そのためには情報の提供が必要であろうと。要するに、そうしなければ所得の向上あるいは自給率の向上、簡単に言うと魚価の低迷も脱することができないということだろうと思います。そのために、「見直しの視点」の中の4つ目のネットワークの構築が重要ではないかという御指摘だったと思います。

そのほか、御意見はございますか。どうぞ。

小林委員 いろいろな御意見が出ましたが、私は、魚の値段も仲買の問題、流通の問題があるのではないかと思うわけです。我々は資材を売っていますけれども、魚価が出ないと資材もなかなか買っていただけないので、魚の扱いもそろそろ増やそうかなというような会社としての経営方針をつくっておりますけれども、全体的に見て、今までの古い習慣の仲買業、そういうものもちょっと検討が要るのではないかと思うわけです。ひとつよろしくお願いします。

小野会長 流通の重要性ということでした。

そのほか、御意見はございますか。宮原委員。

宮原委員 ちょっと教えていただきたいと思います。

我々の水産基本法の先輩として食料・農業・農村基本法があるわけでございまして、ここでは食料ということで水産の位置づけも一部として入っているわけでございますが、新たな食料・農業・農村基本計画の中で、我々はこの基本計画をつくるに当たって参考にすべき事例等があったら御紹介いただきたいと思います。食料・農業・農村基本計画では品目横断的に農業者の生産経営を見守っていくと言われておりますが、そういう視点を我が水産基本計画の中にも取り入れていくのかという点について御質問させていただきます。

小野会長 食料・農業・農村基本計画との関連ということでしょうか、コメントをお願いできますか。

小林長官 今のお話は、農業との関係で経営対策という意味の品目横断、今回の食料・農業・農村基本計画ではあれが一つの大きな柱でした。御承知のように農業の方では農作物ごとの価格安定政策をとっていますけれども、これは経営という単位で見ているということございまして、経営という単位で見れば品目ではなくて、むしろ品目横断的になる。ただ、品目横断といいますが政策支援をする対象が選ばれるわけで、内外価格差とか、これからは競争力の強化が必要だという形で、畑作物等が中心になっているという状況でございます。

では、それに対して水産はどうかということですが、先程申しましたように経営のところに視点を当てますから、どういう形で競争力のある経営にしていくのか、まずこれが大きな議論でありまして、当然、目指すべき姿、あるべき姿、目標、それはこれから議論していただくといいと思います。

では、それに向けてどういった形の取組みが必要で、それにどういった政策支援が必要か、そういう議論になってくると思うのですが、率直に言いますと、その辺の具体的な対策がどうなのか、例えて言いますれば農業の品目横断に比べてどうかと、そういうイメージはまだ出てまいりません。といいますのは、そもそも由来が違いますし、農業のように価格安定制度があって切りかえるというものではないものですから。

ただ、私どもが常々申し上げておりますのは、漁業の場合は保険制度、共済制度があります。特に漁業共済なんかは収穫保険なものですから、収入を見ているという形で、これは一つのシステムとしては評価できるシステムなんです。そういうものをどういうふうに活用していくか。

それから、川下との関係でいけば、昔から調整保管というものがありますので、そういったものの活用とか、まず既存のツールがありますから、そういうものをどうするかといったところの議論から始めて、実効性、そういうものをやっていくこ

とになるのではないかと。事務局としてのイメージはそういう形で持っています。

それから、食料という形で向こうの計画に盛り込まれていることで当然こちらの水産物にも関係するものもありますし、幾つか重要な点があります。先程の輸出の件、それから食育ですね。食料計画の中で水産物も既に取り組みを進めておりますが、特に加工・流通とか消費者との関係等の議論の中でも水産物という切り口でさらに議論するとか強化するところがあれば、どんどん議論を進めていただきたいし、私どもも施策として取り上げられるものは取り上げていきたい。そんなふうを考えているところであります。

小野会長 農業との関係、特に食料・農業・農村基本計画に関連してきましようが、それについてそのほかの御意見はございますか。増田委員。

増田委員 それに関連するかどうか、ちょっとわからないのですけれども、長官がたまたま食育とおっしゃいましたけれども、野村委員から消費者に対する情報提供を工夫する必要があるという御意見もありました。私は学童へ向けての食育を水産がもっとしっかりと……。畜産がやっている酪農教育ファームがなかなかの成果を見せているし、最近しっかりと広がってきていると思うのですけれども、水産、魚についてももっと子供たちに伝える必要があるのではないかと。

日本は魚食文化の国と言われてきて、水産物がたんぱく質の供給量に占める割合が21.5%と4分の1近くあるので、やはり安心して、どうもあぐらをかいてしまっているようなところがあるのではないかと。最近の身の周りの若い人の食生活を見ましても、魚離れの加速は半端ではないと思います。それを何とかブレーキをかける意味でも、食育ですね。それとあわせて消費者と生産者の間の相互交流。

私どもも先般水産物の現地へ行かせていただいたのですが、都会の消費地との価格差の大きさにまずびっくりしました。それから鮮度が違うことに二度びっくりしました。そういう問題がとてまたくさんあると思っていますので、基本計画でそれを解消するような方向が見えるようなことを検討してまいりたい、検討してほしいと思っています。

小野会長 食育の重要性を指摘されました。お願いします。

小林長官 今お話があった点、水産庁のいろいろな普及の内容、やり方を含めて、もっと国民一般に発信すべきだということについては、私も非常に反省点を持っています。

ただ、一方では現場の皆さんの個々の具体的な取り組みとして結構いいことをやっているんです。せつかくいいことをやっているが、点であったり、世の中に対するPR不足で、国民一般にあまり届いていないという面があるかもしれません。

ちなみに、浜中委員はまさにその取り組みをされていますので、ちょっと御紹介していただければと思いますが。

浜中委員 私は高知県の漁協女性部の会長をしているのですが、高知県下の至るところで魚食普及の食育に取り組んで、もう10年近くになります。中学校、小学校、今は小学校2年生から行っております。それはカツオのタタキづくりで、カツオまるごと一本、「カツオは捨てる場所がないぜよ」と高知弁で言って活動しております。

私ども高知県は「カツオのタタキづくり体験隊」というものを立ち上げまして、今年で6年目になります。学習とかいろいろな名目で、修学旅行生等、全国から子供たちが参りまして、平成17年は3000人、一般のレストラン経営の方で4000人でございます。先程も申し上げましたが、私どもはたった4000人ちょっとの小さな町でございますけれども、平成17年には7000人のお客様を迎えることができました。

その中で、食育といたしまして、カツオまるごと一本、子供たちにさばかせます。そして、腸も全部見せます。胃袋を割いてカツオが餌として何を食べているかというところまでやって、藁で焼いてタタキをつくっていただき、そしてアラをおつゆに炊いて、塩ふり焼きして、それから地元の特産品であるシメジのてんぷら、季節のフルーツをつけまして、食べていただいております。

そのような活動の中で、立ち上げてからどんどんお客様が増えまして、本当にうれしい悲鳴を上げています。今はちょっと休んでおりますけれども、私は足が痛いので、あまり仕事をしますと足がこんなに不自由になりまして、ひきずって歩かなければいけません、そんなに疲れるほど、お客様においでいただいております。

また、県の女性連の活動といたしまして、小学校から中学校、高校ということで、高知農業高校さんへは10年前から毎年行っております。その中でやはりカツオのタタキづくりをします。また、カツオだけではなく、シイラの酢でつくったようなものとか、フライとか、ブリも持っていくなど、食育として、その時捕れた魚を持って学校へ行っております。

また、去年は高知丸の内高校さんから要望がありまして、年に2回来てくれと。私たちはいよいよ忙しいので1校・1年に1回としているのですが、どうしてもという要望がありますと、どうしてもやりたいのだな、魚をつくりたいのだなということで、私たちも子供たちの熱意にほだされまして、幾ら忙しくても行くようにしております。

子供たちがとても喜んでくれるのは、自分でつくったものがかいかにおいしいかということを知ってくれることです。7月、8月などはとても暑くて大変ですが、高知県漁港課の方、また県の信漁連の方もお手伝いに来てくれます。男性陣も一生懸命手伝って、藁で焼いてくれたり、炭火で焼いて子供たちに直接手渡しで食べさせていただきます。そのように高知県は子供たちの食育にとっても力を入れてっております。

高知県の橋本知事も食育にはものすごく力を入れて、私たちにもメールを送ってくれるので、頑張っているところがございます。これからもまだまだやっていきたい。子供たちにもっと魚のおいしさを知っていただき、すばらしい子供が育ってくればなど、このように思って日頃活動いたしております。

小野会長 活発な活動の御紹介、どうもありがとうございました。

宮腰副大臣は食育基本法の提案者でいらっしゃいますので、御発言をお願いいたします。

宮腰副大臣 食育についていろいろな方々から触れていただきました。

食育を国民運動として展開したいというのが食育基本法のねらいであります。これは議員提案で提出をさせていただいたわけでありましてけれども、「食育」に関心のある国民の割合は既に70%に及んでいるような状況にあります。

現在の食をめぐる状況を見ますと、朝食の欠食児童の増加、あるいは肥満の増大、それによる医療費の高騰、それから食に対する感謝の念が欠如して来つつある。そして食そのものに対する知識が失われつつある。日本の伝統的な、よい食文化、それに支えられた日本人の生活、こういうものを大切にしていけるべきではないか。同時に、食については個人的なリスクもあれば、いろいろな面でリスクがある。そういうものに対する一人一人の国民が自ら選択する能力をどう身につけていただくかといったようなことを大きな課題として、今年の7月に施行になりました。

内閣では小泉総理を長として食育推進会議が設置され、この3月末までに基本計画を取りまとめるということで鋭意検討が行われております。来月に行われる食育推進基本計画の第5回目の検討会で最終案が取りまとめられて、パブリック・コメントを経て、3月末には基本計画を政府としてまとめることになっております。

若いお母様方が何を考えているか。仕事に追われて自分で子供たちのための料理ができないといったようなことがあるかもしれません。自分たちの子供がオリンピックで活躍ができるような、それにチャレンジできるような子供たちにしたいという気持ちをほとんどのお母さん方が持っておいでになるわけですがけれども、そのときにどうすればいいか。やはり子供のことを考えて、栄養のバランスのとれた、しかも好き嫌いではなくて、自分で自分の体にいいものは何かということをやっと判断できるような子供に育てたいと思うでしょう。そうなるか、ならないかは、親の責任です。若いお母さん方であっても、子供たちが自分の将来に希望を持ってチャレンジしてみようということにできるかどうかはお母さんたちの責任です。よと言ったら、わかりましたと言って若いお母さんでも理解をしていただけるわけですから、魚食の問題も農産物の問題も含めて、自らの体にいいものをどう自分で選択する能力を身につけていただけるか、これを国民運動として展開したいと考えております。

そのためには何が必要か。例えば酪農教育ファームを見習うべしという御発言もありました。しかし、一生懸命頑張っておいでになるのは酪農教育ファームばかりではなくて、漁業の現場でも一生懸命取り組んでいる方々がたくさんおいでになる。また、農業や漁業という範疇にとらわれずに、食全体が大切だという考え方のボランティアの方もおいでになりますし、食生活改善推進員の方々もおいでになります。そのほかにたくさんの方々がおいでになりますので、そういう方々と一緒に地域で連携をしてやっていく。また、学校教育の現場におきましては、学校栄養教諭という仕組みが一応できました。都道府県あるいは市町村の教育現場の理解を得て、学校が自ら農業体験あるいは漁業の体験をもとにして、例えば乳を搾った記憶があれば、冷たい牛乳を飲むときにも、これは温かい乳牛のおっぱいから出てきている、生き物からできている牛乳であるということを飲むたびに思い出す、その大切さを思い出すというようなことをこれからしっかりやっていく必要があると思います。

今回の食育推進基本計画の中には「体験」ということを極めて重視したいということ盛り込もうとしておりますし、例えば朝食の欠食児童ゼロ作戦をやっていこうとか、国民運動につながるような数値目標を挙げて、国民全体として取り組んでいこうという気持ちで現在計画を作成させていただいております。

水産のことだけではありませんけれども、農林水産省も今まで生産者に軸足を置いた行政をやってまいりました。しかし、それで果たして日本の農業、林業、水産業がこれまでと同様にといいますか、V字の形で元気になっていけるのかといいますが、やはりできない。消費者に軸足を置いた農林水産行政を展開するということに大きく転換することを決めたわけでありますので、川下重視、消費者の理解と支持を得て日本の農林水産業を発展させていく。そのためには、例えば今回の小委員会をお願いすることになっておりますけれども、加工・流通の問題等につきましても、消費者と生産者の顔の見える関係をつくっていくという意味で、例えば直売とかネット販売とか、そういうものが可能であるかどうかということもぜひ御検討いただきたいと思います。

さらには、先程経営体の問題を出していただきましたけれども、これからの日本の水産業を考えると時には、強い経営体をどうつくっていくかということが極めて大きな課題になってきていると思っております。

先日、ノリの交渉で韓国とようやく決着がつかしました。しかし、入ってくる量が増えてくることは間違いない。零細な構造の中で今も続けられているノリの生産がノリの輸入が増えてくるといったときに果たしてきちんと対応できるのかどうかということも含めて、経営体、協業経営を進めていく。先程宮原専務さんからもお話がありましたけれども、沿岸、沖合、遠洋にかかわらず、将来的には漁業のしっかりした担い手をつくっていくことが大切なのではないか。

先程あぐらをかいているといった御意見もありましたけれども、経営体がしっかりしていなければ日本の水産は成り立っていかないわけでありますので、漁業者自らの意識改革のことも含めて、経営体の構造改革に本当に真剣に取り組んでいかなければいけないのではないかと考えております。

以上であります。

小野会長 食育をベースにしまして、総括的な、また貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

食育についてまだ御意見ございますか。

森川委員 福井県の森川です。副大臣からすばらしいお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。常に思っていることが出まして、とてもうれしく思っております。産地販売力の強化にも力を入れていくということなので、何だかうれしいなと思いながら聞いておりました。

福井県の方も、県認定「むらの達人」が魚食・加工部門などで活躍をしてくれていますし、食育ボランティア、それから女性の指導漁業士が魚食普及ということで、公民館で干物づくりとか、こちらの方には「へしこ」というものがありますので、そのつくり方の指導もしてもらっております。今はそういうことがとても大切なのではないかと思ひまして、やっております。

それから、この頃はどこへ行きましても幾らでもおいしいものが買える時代になりましたので、つい買ってしまいますけれども、伝統・伝承料理がとても大切だなと思ひます。日本の食文化が何だか消えそうな気がしておりますので、いま一度、日本の食文化は全国的にすばらしいものがありますので、それをぜひ残して伝えていきたいものだなと思ひます。

そして、小さなことかもしれませんが、地域の中で交流を進めていくことが一番大切なことではないかと考えております。農業や漁業、それから消費者、みんなが交流して、魚も野菜も地元でとれたものを中心に料理教室を行うなど、話し合いをしている中からいろいろなことが出てくると思ひます。今後ともずっとそういうことを続けていけるような話になってきたのかなと思ひまして、とてもうれしいです。どうぞよろしくお願ひします。

小野会長 どうもありがとうございました。野村委員、何か。

野村委員 先程の宮原委員の質問に関連してですが、よろしいですか。

小野会長 結構です。

野村委員 先程宮原委員から食料・農業・農村基本計画から水産基本計画の方で学ぶものがないだろうかという話でしたけれども、環境の問題について食料・農業・農村基本計画の方では「環境支払い」で対応していくということでございますので、これは大いに学んで、5番目の視点の議論をもっと深めていく必要があるのでは

はないかと思えます。ただ、これは非常に難しい問題でして、食料・農業・農村基本計画の方でも大変議論を呼んでおります。下手すると単なるばらまきになるということもございませう。

それから、漁業の場合、単なる漁村と漁港の整備だけではなくて、本当に魚がすんで育つ豊かな海をつくるということにも視点を置くべきである。

もう一つは、広く国民のための環境保護・保全ということで、「国民のための」のところに視点を置くということを押さえて議論が進められればなというふうに感じております。

小野会長 見直しの視点の一番最後にあること、環境生態系の保全重視という視点から御発言がありました。

かなり活発に議論が出ておりますが、そのほか、ございませうか。

これぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

最後に、今後の会議のスケジュールでございませうが、事務局から説明がありましたとおり、企画部会の開催を来月に予定しております。具体的な日程につきましては、企画部会に所属されている委員の方々の御都合を伺った上で、後日、文書にて御案内申し上げます。

なお、企画部会及びその下の両小委員会の委員と特別委員につきましては、現在既に企画部会に御所属いただている方々に加え、先程の図にありましたように、川下のニーズによりの的確に対応した漁業経営や加工流通の在り方について濃密な議論を行うといった観点から、新たに参画いただく委員、特別委員について調整が行われております。それから、新たに企画部会に所属することとなる委員及び特別委員につきましては、決定次第、お知らせすることになるかと思えます。

本審議会の開催につきましては、企画部会における議論を踏まえまして、夏ごろに改めて御案内申し上げますことになろうかと思えます。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。活発な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会